

令和2年度～令和4年度 社会福祉業務指導監査・指摘状況
(保育所, 家庭的保育事業等)

※ 文書指摘:法令又は通知等の違反がある場合などに行う指摘

※ 口頭指摘:違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合などに行う指摘

区分	コード	指 導 内 容	R2		R3		R4	
			文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭
会	3-1	社会福祉法人会計基準への移行処理の不備	1	0	1	0	1	0
	3-2	経理規程の改正未了 経理規程と実態が乖離 経理規程の別表未整備	1	6	0	3	0	0
	3-3	会計組織・権限が不明確, 内部牽制体制未確立 (会計責任者・出納職員・契約担当者等の権限不明確, 辞令等の委任行為なし, 会計責任者と出納職員兼務など)	0	0	0	0	0	0
	3-4	予算編成・流用・補正予算編成手続きなどが不適切 予算超過執行 予算の執行状況不適切・予算執行率低調	5	11	5	10	5	6
	3-5	月次試算表未作成・未整備 月次試算表を理事長に未提出・理事長未確認	0	0	0	0	0	0
	3-6	不適切な収入・支出行為 (対象外経費の支出, 運営費負担経費を利用者に転化, 支出根拠が不明確など)	1	4	1	6	1	1
	3-7	収入・支出にあたっての事務処理の不備 (契約・物品購入にあたり決裁権者の決裁を受けていない, 伝票などに会計責任者の決裁印なし, 証憑類未整備など)	0	0	0	0	0	0
計	3-8	会計処理の誤謬, 不適切な経理処理 (計上漏れ, 二重計上, 計上経理区分等不適切, 勘定科目誤謬, 共通経費の按分不適切など)	6	31	1	5	0	2
	3-9	会計諸帳簿の未作成, 記入漏れ, 誤記入, 帳簿間の不整合等 (伝票, 総勘定元帳, 現金出納帳, 固定資産台帳など)	1	2	0	0	0	0
	3-10	契約行為の不備, 不適切な契約事務 (入札・随意契約等の執行区分が不適切, 見積書・契約書・請書等の関係書類不備など)	0	0	0	0	0	0
	3-11	現金預金の取扱が不適切 (収納現金を金融機関に預けず直接支出, 多額の現金を保有, 小口現金の取扱が不適切など)	0	1	0	1	0	1
	3-12	会計単位・経理区分間の繰入・繰替が不適切 (法人外貸付, 年度内未清算, 不適切な額の繰入, 繰入後の不適切な支出など)	0	0	0	0	0	0
	3-13	寄附金の受付手続き不適切 寄附金台帳・寄附申込書など関係書類不備	0	0	0	1	0	1
	3-14	未払金・未収金の長期間計上 立替金・仮払金・仮受金の長期未清算	0	0	0	0	0	0
理	3-15	決算書・決算附属明細書等の未作成・不備 決算書類等への脚注・注記の記載漏れ・不足 決算書類の様式が社会福祉法人会計基準等に準拠していない	0	3	0	1	0	0
	3-16	貸借対照表, 収支計算書及び決算関係諸帳簿間不整合 前期決算との継続性が保たれていない	0	0	0	0	0	0
	3-17	決算時における現金預金・積立預金の不整合 (通帳・残高証明等と貸借対照表・財産目録など決算書計上の額が不一致)	0	0	0	0	0	0
	3-18	固定資産の計上, 減価償却・国庫補助金等特別積立金にかかる不適切な経理処理 (固定資産誤計上, 償却率・残存価額設定誤謬, 経理処理方法誤謬など)	0	0	0	0	0	0

区分	コード	指導内容	R2		R3		R4	
			文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭
会計 経理	3-19	退職共済預け金・退職給与引当金にかかる不適切な経理処理 (誤計上, 退職手当共済財団発行の累計表と計上額が不整合など)	0	0	0	0	0	0
	3-20	利用者負担金収入にかかる不適切な経理処理 (収納処理不適切, 台帳等関係書類未整備, 領収書未発行, 領収書控えを未保管など)	1	0	1	0	1	0
	3-21	運営費等の弾力運用にかかる不適切な経理処理(299通知抵触) (民改費超過支出, 当期収支差額が経常収入計の5%超過, 当期末支払資金残高が運営費収入の30%超過など)	0	0	1	0	1	0
	3-22	収入予算額の3%を超える前期末支払資金残高の取崩などの手続不備 積立預金(引当金)の目的外取崩の手続不備(理事会審議・所轄庁協議など) 積立預金の不適切な取崩	0	2	0	3	0	1
	3-23	施設会計からの立替払処理による運営費・介護報酬の一時的流失	0	0	0	0	0	0
合 計			16	60	10	30	9	12

区分	コード	指導内容	R2		R3		R4	
			文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭
施設	4-1	入所定員・居室定員を遵守していない	0	0	0	0	0	0
	4-2	管理規程未整備, 不適切, 実態と相違	0	4	0	0	0	0
	4-3	施設設置届未提出 施設・設備の目的外使用 転用や用途変更の際の変更届未提出	0	0	0	0	0	0
	4-4	建物・設備等が面積・構造などの設置基準を満たしていない 施設・設備の状況などが不適切(相談室に遮蔽物なし, 通路などに段差・遮断物ありなど)	0	0	0	0	0	0
	4-5	施設長が無資格者・兼務等により管理業務に支障あり 常駐が要求される施設長が常勤となっていない 施設長変更届未提出・提出遅延	0	0	0	0	0	0
	4-6	施設・設備の維持管理状況不適切 (手すりのぐらつき, 転倒落下防止策不十分, 医薬品管理不適切, 給湯設備の管理不十分, 旧型の画鋲を使用, 遊具等の点検不十分等)	0	3	0	2	1	1
	4-7	損害賠償責任保険・火災保険の加入状況不適切(未加入・不足・過剰) 損害賠償責任保険・火災保険の証書類の保管状況不適切	0	0	0	0	0	0
	4-8	衛生管理者・産業医未選任, 衛生委員会未設置 衛生推進者未選任	0	0	0	0	0	0
	4-9	自動車安全運転管理者未選任 車両の始業点検未実施, 運転日誌未整備	0	0	0	0	0	0
運用	4-10	事故発生時の対応が不適切 (職員体制・処理体制未確立, 保護者・家族などへの連絡状況不適切, 対応記録未整備など)	1	4	0	0	0	0
	4-11	居室・保育室・トイレ等の衛生管理状況不適切 (清掃状況不十分, 異臭あり, 寝具・衛生物品等の保管状況不適切, トイレでのタオル共用など)	0	0	0	0	0	1
	4-12	調理室及び調理従事者の衛生管理状況不適切 (調理室内の温・湿度管理不適切, 衛生管理チェックリスト未整備, 調理用品保管状況不適切, 保存食の保管状況不適切, 網戸未設置, 防虫防鼠対策不十分など)	3	8	0	0	0	0
	4-13	調理従事者(委託業者を含む)・乳児担当保育士の検便が不適切 (毎月実施していない, 検査項目不足, 記録の不備など)	3	1	1	0	2	0
	4-14	給食調理業務の委託状況に不備あり (契約書不備, 委託業者が実施した調理従事者の健康診断記録未保管など)	0	1	0	0	0	0
	4-15	浴室及び入浴設備の衛生管理状況不適切 (浴槽水の水質検査未実施, 浴槽水の残留塩素濃度不適切, 清掃状況不十分, 貯湯槽の管理不適切など)	0	0	0	0	0	0
	4-16	消防法令に基づく消火器・非常通報設備・防災カーテン等の設置不備 消防用設備の法定点検未実施・回数不足, 記録の不備	0	1	0	1	0	0
	4-17	施設内防災体制の不備 (消防計画未作成, 防火管理者未選任, 非常時連絡網・非常災害時業務手順等未掲示, 消防署への通報文例未掲示, 非常時の地域との連携体制不十分など)	0	1	0	1	0	2
	4-18	防災・防犯訓練実施状況不適切 (消火・通報・避難訓練未実施・回数不足, 夜間想定訓練未実施, 不審者対策不備, 実施記録未整備など)	0	15	1	4	1	8
営	4-19	職員配置基準を充足していない 資格が必要な業務に従事する職員が資格要件を満たしていない (看護師・栄養士・保育士・生活相談員・機能訓練指導員等)	5	0	0	0	0	0
	4-20	職員履歴書・資格者証写し・辞令等の保管不備	0	1	0	0	0	0

区分	コード	指導内容	R2		R3		R4	
			文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭
施設運営	4-21	労働者名簿の整備状況不十分 (名簿未作成職員あり, 記載項目不足, 記入漏れ, 保管状況不適切など)	0	8	0	0	0	5
	4-22	職員の兼務状況不適切 職務分担・勤務ローテーション不適切 職務分担不明確, 職員を職務分担外の業務に従事させている	0	0	0	0	0	0
	4-23	管理宿直体制・夜勤体制不適切 (管理宿直者不在, 管理宿直・夜勤職員の配置人数不足, 宿直日誌の未整備等)	0	0	0	0	0	0
	4-24	入所者・利用者の秘密保持にかかる措置を未実施, 取組が不十分	0	0	0	0	0	0
	4-25	各職員会議の実施状況が不適切 (未実施・低調, 会議内容不十分, 施設長欠席, 会議録未整備等)	0	0	0	0	0	0
	4-26	職員研修が不十分 (特定者への偏り, 衛生管理・虐待研修等未実施, 記録の不備など)	0	24	0	0	0	2
	4-27	受動喫煙対策未実施・不十分	0	2	0	0	0	0
	4-28	関係法令通知・許可書・認可証など重要書類未整理・保管状況不適切	0	0	0	0	0	0
	4-29	職員の確保及び定着化への取組が不十分	0	0	0	0	0	0
	4-30	派遣労働者に関する派遣元との契約書なし, 契約内容等に不備あり	0	0	0	0	0	0
合 計			12	73	2	8	4	19

区分	コード	指 導 内 容	R2		R3		R4	
			文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭
職	5-1	就業規則改正未了・実態と乖離 就業規則関連規程(給与規程・育児介護休業規程等)改正未了・実態と乖離 就業規則等の改正手続き不備	2	4	0	0	0	7
	5-2	職員採用の際の労働条件の明示が不適切 (書面明示未実施, 書面明示事項不足, 雇入通知書の写し未整備など)	1	3	0	0	2	0
	5-3	健康保険・厚生年金・退職手当共済制度への未加入, 説明不足 (非常勤職員職員を含む)	0	0	0	0	0	0
	5-4	職員の勤務体制・勤務時間が就業規則と不整合 休憩時間が確保されていない 勤務ローテーション表の作成・周知が不適切, 出勤簿等関係帳簿不備	0	0	1	0	0	0
	5-5	休日・休暇の取扱いが不適切 (週1日の休暇未確保, 年次有給休暇の取扱いが不適切, 産休・育休・介護休・傷病休暇等の取扱いが不適切, 関係書類の不備など)	2	5	0	1	0	0
	5-6	時間単位の年次有給休暇取得に関する協定の締結, 運用に関する不備 (協定未締結, 協定内容不備, 運用方法不適切など)	3	5	0	0	9	1
	5-7	「労働基準法第36条に基づく協定」及び「1年単位変形労働時間制に関する協定」 不備 (未締結, 労働基準監督署へ未届, 期限切れ, 協定内容を遵守していない等)	2	19	1	7	4	7
	5-8	給与の口座振込についての職員代表との協定未締結・不備 給与の口座振込についての個人の同意書なし又は同意内容不備	0	2	0	0	0	0
	5-9	給与からの法定外控除についての職員代表との協定未締結, 協定内容不備 (控除項目不明確, 施設長が職員代表となっている等)	0	1	0	0	4	0
	5-10	変形労働時間制の運用が不適切, 就業規則等と実際の運用形態が乖離 変形労働時間制の運用にかかる勤務割の周知が遅延	0	1	0	0	0	1
処	5-11	初任給, 前歴換算・昇給の取扱いが不明確又は給与規程と相違 給与水準の面で特定職員を優遇 給与水準が最低賃金法等の関係法令に抵触	0	0	0	0	0	0
	5-12	給与規程に規定のない手当を支出 給与規程における諸手当の規定が不適切(支給率が不均衡, 同趣旨の手当の重複等)	5	3	2	0	3	0
	5-13	給与(賃金)台帳及び扶養届, 住居届, 通勤届などの整備状況不適切 各種手当の認定行為及び認定資料の不備 認定内容が給与規程と相違, 支給額誤謬	5	5	3	1	2	0
遇	5-14	超過勤務手当未支給・不足, 手当算定基礎賃金算入漏れ 超過勤務の実情未確認, 超過勤務に関する書類等未整備 管理監督者に超過勤務手当を支給	0	0	0	0	0	0
	5-15	出張手当・旅費の取扱いが不適切 (給与規程と実態が相違, 支給方法等が不適切, 出張命令簿・旅費算定書類などの関係帳票未整備など)	0	0	0	0	0	0
	5-16	保育士等人材確保費の額が市の支給額と異なる	0	0	0	0	0	0
	5-17	職員の雇入時及び定期健康診断の実施状況不適切 特定業務(夜勤, 有害薬品使用)従事職員の定期健康診断の実施状況不適切 (未実施, 項目不足, 実施回数不足, 記録の整備状況不適切)	0	10	0	3	0	2
	5-18	管理宿直者・夜勤職員の勤務状況が不適切 断続的な宿直許可(労基法41条)の申請手続き・運用等不適切 夜勤職員の拘束時間が17時間を超過	0	0	0	0	0	0
合 計			20	58	7	12	24	18

区分	コード	指導内容	R2		R3		R4	
			文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭
入所者（利用者）の処遇	6-1	事業計画・全体処遇計画が未策定・不十分・不適切 計画について職員への周知が不十分	0	0	0	0	0	0
	6-2	個別処遇計画が未策定・不十分・不適切 計画に対する関係者の説明・同意確認が不十分	0	0	0	0	0	0
	6-3	入所、通所に関する契約書及び重要事項説明書未作成・不備有り 内容が不十分・不適切	0	0	0	0	0	0
	6-4	保育課程及びそれに基づく指導計画が未編成・不十分・不適切 計画について職員への周知が不十分	3	24	0	2	2	0
	6-5	ケース記録・面接記録・児童票・保育日誌の記載内容などが不十分、 保管状況不適切	0	5	0	0	0	0
	6-6	機能回復訓練、離床対策が不十分	0	0	0	0	0	0
	6-7	給食における必要な栄養所要量の確保が不十分 給食形態・食事時間・食事介助の状況が不適切 給食(おやつを含む)未実施	0	0	0	0	0	0
	6-8	給食会議、嗜好調査、残食調査未実施・不十分・記録不備 検食未実施、実施方法不適切、検食簿記録不備	0	16	0	0	0	0
	6-9	予定献立表・実施献立表未作成、内容が不十分 アレルギー除去食提供に関する記録不備や情報提供不十分	0	19	0	0	0	0
	6-10	保存食の保管状況不適切(保存温度・保存期間・記録不備など) 原材料の保管状況不適切	0	0	0	0	0	0
	6-11	入浴や清拭の状況が不適切	0	0	0	0	0	0
	6-12	排泄の実施状況やおむつ交換状況不適切 衛生的な被服及び寝具の確保の状況が不十分 褥瘡対策不十分	0	0	0	0	0	0
	6-13	入所者(児)の健康診断(歯科検診を含む)未実施・回数不足・診断科目不足 診断結果記録の不備	0	42	0	0	0	2
	6-14	嘱託医・理学療法士等の設置・配置状況不適切 勤務実態不明瞭、嘱託契約書不備 協力医療機関の状況不適切	0	0	0	0	0	0
	6-15	レクリエーション、クラブ・余暇活動の実施状況が不十分 入居者の社会参加促進が不十分 ボランティア開拓、地域との交流促進が不十分	0	0	0	0	0	0
	6-16	入所者や家族からの相談に対する援助体制未整備・不十分 入所者(児)に係る通知等の内容が不十分	0	0	0	0	0	0
	6-17	苦情解決体制未整備、整備状態不十分、周知不十分 苦情処理結果未公表 (法人監査のない施設のみ集計)	0	0	0	0	0	0
	6-18	実施機関との連携が図られていない 事故・感染症発生時に所轄庁へ報告せず、連絡遅延 長期欠席児童について所轄庁に連絡せず	0	1	0	0	0	0
	6-19	入所者預かり金の管理・運用が不適切	0	0	0	0	0	0
	6-20	利用料の算定方法誤謬 利用料の支払い方法不適切	0	0	0	0	0	0

区分	コード	指導内容	R2		R3		R4	
			文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭
入 所 者 （ 利 用 者 ） 処 遇	6-21	褥瘡予防体制・専任担当者未専任 褥瘡予防についての定期的な研修・教育未実施	0	0	0	0	0	0
	6-22	感染症及び食中毒予防体制・専任担当者未専任 感染症及び食中毒についての定期的な研修・教育未実施	0	2	0	0	0	0
	6-23	事故発生防止体制・専任担当者未専任 事故発生防止についての定期的な研修・教育未実施	0	1	0	0	0	0
	6-24	身体拘束を実施するにあたっての手続き不適切・記録不備 身体拘束を実施	0	0	0	0	0	0
	6-25	乳幼児突然死候群対策不十分(うつぶせ寝・定期的な見回り・確認記録など)	0	3	0	0	0	0
	6-26	保育所の開所・閉所時間、保育時間が不適切 お盆や創立記念日などに一斉休園を実施している	0	1	0	0	0	0
	6-27	入所者(児)の安全管理に関する配慮不十分 施設外活動時の安全対策や連絡体制不十分 交通安全対策不十分	4	26	0	3	0	1
	6-28	入院者に対する退院後の対応不適切	0	0	0	0	0	0
	6-29	たん吸引の取扱い、実施手続等不適切	0	0	0	0	0	0
	6-30	授産作業報酬の支給基準が不明確・不適切、作業の判定基準等が不明確・不適切	0	0	0	0	0	0
	6-31	授産作業の受注先との契約書等の未整備	0	0	0	0	0	0
	6-32	授産種目の選定不適切、授産作業過重負担、作業環境不適切	0	0	0	0	0	0
	6-33	授産収入・支出の処理不適切、授産収入・必要経費の産出不適切	0	0	0	0	0	0
	6-34	工賃の支払不適切	0	0	0	0	0	0
	6-35	虐待に関する体制、マニュアル等の未整備、家庭への配慮不足	0	5	2	0	3	1
合 計			7	145	2	5	5	4

令和2年度～令和4年度 社会福祉業務指導監査・指摘状況
(幼保連携型認定こども園)

※ 文書指摘:法令又は通知等の違反がある場合などに行う指摘

※ 口頭指摘:違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合などに行う指摘

区分	コード	指導内容	R2		R3		R4	
			文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭
教育・保育環境の整備に関する事項	1-1	学級編制及び職員配置の状況が不適切	0	2	0	0	0	0
	1-2	認可定員の遵守状況が不適切	0	0	0	0	0	0
	1-3	園舎に備えるべき設備がない若しくは不備あり 定期的な修繕改善等が図られていない	0	0	0	0	0	0
	1-4	教育・保育を行う期間・時間が不適切	0	1	2	1	0	0
	1-5	職員の確保・定着促進及び資質向上の取組(労働条件の改善, 研修の計画的実施等)が行われていない	2	9	0	0	0	7
合 計			2	12	2	1	0	7

教育・保育内容に関する事項	2-1	教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成が未実施	3	2	0	0	0	0
	2-2	指導計画の作成(園児の多様性及び発達連続性を踏まえた具体的なねらい・内容の設定等)が未実施	0	6	0	0	0	0
	2-3	小学校教育との円滑な接続(指導要録の作成及び進学先への送付, 小学校の児童・教師との交流, 小学校教育へ円滑な接続に向けた教育・保育内容の工夫等)が未実施	0	0	0	0	0	0
	2-4	子育て支援の内容に不足あり 家庭地域社会との連携が図られていない	0	0	0	0	0	0
合 計			3	8	0	0	0	0

健康・安全・給食に関する事項	3-1	健康の保持増進に関する取組状況(学校保健計画の策定, 健康診断の実施, 感染症等の予防, 園児の心身の状態等の観察及び不適切な養育の兆候が見られる場合の対応等)が不適切	0	19	1	0	2	2
	3-2	事故防止・安全対策に関する取組状況(乳幼児突然死症候群の防止, 学校安全(施設及び設備の安全点検, 安全に関する指導, 職員の研修等)に関する計画及び危険等発生時対処要領の作成・周知, これらに基づく訓練の実施並びに地域の関係機関との連携等)が不適切	2	18	0	6	1	3
	3-3	給食の適切かつ衛生的な提供に関する取組状況(給食材料の用意・保管, 食中毒・アレルギー対策, 調理の委託契約内容の委託先における遵守状況の確認, 3歳未満時に対する献立・調理等についての配慮, 食育計画の作成等)が不適切	0	22	0	1	0	0
合 計			2	59	1	7	3	5